

「要約筆記」利用のてびき

～ 団体・事業所等のみなさまへ ～



- ◆ 大会・行事において「要約筆記」をご利用いただくために
 - ・方法と環境条件、派遣人数など
- ◆ 事業所等で「要約筆記」をご利用いただくために
 - ・対象者の人数、内容と方法について
- ◆ 派遣の申請手続きについて
- ◆ 派遣に必要な費用は・・・〈大会〉、〈事業所等〉
- ◆ 参 考
 - ・要約筆記者派遣申請書

改定 2023年10月1日

はじめに

滋賀県聴覚障害者福祉協会では、手話でのコミュニケーションが難しい聴覚障害者のみなさまのために、話の内容を文字にして読んで理解してもらうための要約筆記者の派遣を行っています。人生の途中で、聞こえなくなったり、聞こえにくくなった中途失聴者や難聴者は、医療、教育、その他社会生活の様々な場面で、要約筆記者を必要としています。

また、団体や組織の中に聴覚障害の方が所属しておられる場合や、企画された行事に聴覚障害者が参加される場合には、要約筆記者を準備する必要があります。

聴覚障害者の社会参加を保障するため、制度の利用にご理解をいただき、要約筆記者の派遣が円滑に行えるように、ご協力をお願いいたします。

(1) 「要約筆記」が必要な人とは

人が話をしている声は音として感じられるが、意味のある言葉として聞きとれない人がいます。自ら話すことはできますが、聞こえにくいことが周囲の人に理解されにくい「難聴」という障害です。

対面で会話するときには補聴器をつけるなど聞こえを補完し聞き返すこともできますが、人が集まる会議などでは、周囲の理解なくして発言内容を理解することが困難です。聴衆のなかでは、ガヤガヤした騒音や発言者から遠ざかることもあり、補聴器をしていても聞きとることは不可能です。さらに手話を使う環境にない人は、日常的に手話を使っていないので表される手話がわかりません。したがって手話通訳が配置されていても、その場の話は理解できません。

このような方には、文字でその場の内容を要約して伝える方法「要約筆記」が、有効になります。また、人生の途中で聴力を失った方々（中途失聴者）も手話を使わない人が多く「要約筆記」を利用することで、その場にいながら話も理解することができます。

(2) 要約筆記の手法は2つ

- ① その場の発言内容を用紙やロール紙に手書きして伝える、手書きによる方法。
- ② ノートパソコンのキーボードを使って入力し、LAN 接続した別の表示専用のノートパソコンに文字を表出して伝える「パソコン要約筆記」の方法です。

(3) 「要約筆記」は有資格者が担当

要約筆記をするのは、滋賀県が実施する要約筆記者養成講座において手書きによる要約筆記、パソコンによる要約筆記の専門技術の課程を修了し、知識、筆記技術、対人援助技術に一定の力量をもつと認定された者を「滋賀県登録要約筆記者」としています。派遣される要約筆記者には、その場で知りえた秘密を口外しないという守秘義務が課せられており、ご提供いただく参考資料も終了後は返却し、情報を持ち帰らないものとしています。

I 大会・行事において「要約筆記」をご利用いただくために

聴覚障害者が複数で参加する場合や、会場のどの位置にいても文字表示（要約筆記）をみるためには、スクリーンに大写しにする必要があります。要約筆記者は、その近くにおいてチームで要約筆記をおこないます。

◎要約筆記の設置に必要な環境条件とは

- ・会場の音声がクリアに聞きとれる
- ・ステージや発言者の様子を要約筆記者の席から視認できる
- ・筆記者席のあるフロアには傾斜がなくフラットであること
- ・OHC 要約筆記の場合には、要約筆記者が交替できるスペースがあること
- ・ステージのある会場では、司会者、手話通訳者が配置される場所に近いところでステージに向かって左側（下手）にスクリーンを設置することがベストですが、横並びにできないときは右側（上手）に設置することもあります。

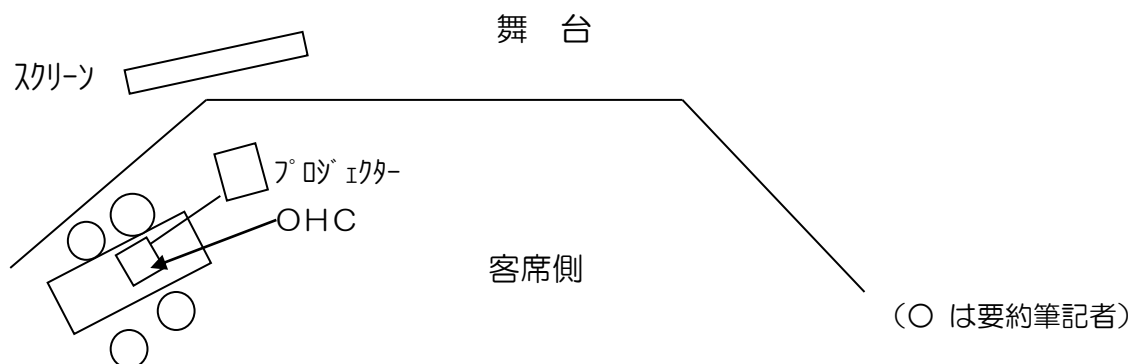
1. OHC（オーバー・ヘッド・カメラ）を使用する要約筆記

- (1)必要な機材と準備品・・・スクリーン（80 1/4 大）、プロジェクタ、OHC（資料提示装置または書画カメラなどという）ディスプレイケーブル、ロール紙、ペン（ロール紙・ペンは当方が準備します）長机 1～2 台、プロジェクタ設置台（またはハコウマ数個）、イス（要約筆記者数と同じ数）電源 1 口の確保が必要

要約筆記者を派遣する場合、機材は無料で貸し出しができませんが、「情報機器使用申込書」により事前予約が必要です。また、派遣実施日前に機材を滋賀県立聴覚障害者センターまで引き取りにお越しいただき、終了後は返却をお願いしています。

- (2)派遣人数・・・内容、拘束時間に照らしますが、通常 3～4 人の要約筆記者を派遣
(3)要約筆記で伝えにくい内容・・・来賓の肩書・氏名の読み上げ、詩・作文の朗読、漫才・落語などの話芸（事前に原稿が入手可能な場合は文字を拡大し投影は可能）
(4)資料・情報提供・・・その場での話を聞き要約して書き伝えるのが、要約筆記ですが、聞いたことがない言葉や専門用語はわかりません。事前の資料や情報提供にご協力をお願いしています。

<OHC 要約筆記 設置の一例>



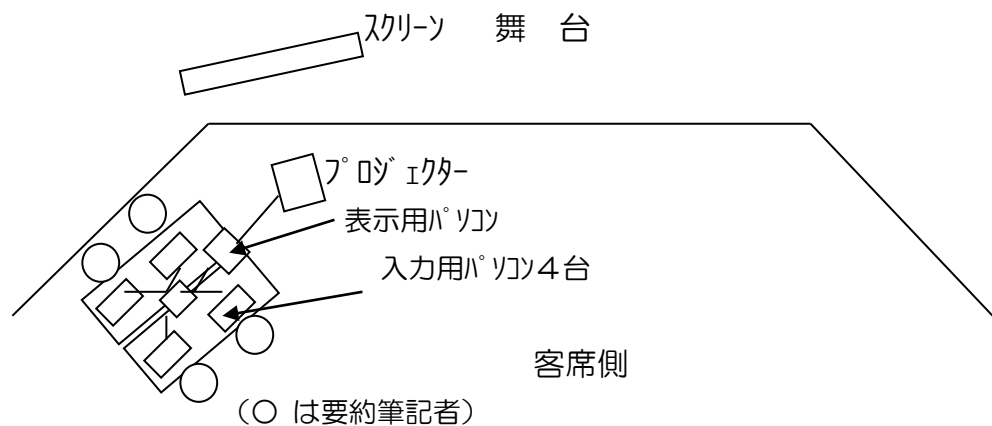
2. パソコンを使用する要約筆記

- (1) 必要な機材と準備品・・・スクリーン（80 1/4 大）、プロジェクタ、表示機となるノートパソコン 1 台と入力用パソコン（要約筆記者と同数台）、ディスプレイケーブル、パソコン接続キット（当方でセットした備品）
長机 2 台、イス 4 脚、プロジェクタ設置台（またはハコウマ数個）、電源 2 口の確保が必要

※ ノートパソコンは一般的なパソコンですが、要約筆記専用ソフトが事前にインストールされ、指定のアドレスを割り振っているものが必要になります。
※ 要約筆記者を派遣する場合、機材は無料で貸し出しが出来ますが、「情報機器使用申込書」により必要機器の予約をお願いしています。また、事前に機材を滋賀県立聴覚障害者センターまで引き取りにお越しいただき、終了後は返却をお願いします。

- (2) 派遣人数・・・時間によらず、要約筆記者 4 名を派遣
(3) 要約筆記で伝えにくい内容・・・来賓の肩書・氏名の読み上げ、詩・作文の朗読、漫才・落語などの話芸（事前に原稿のデータが入手可能な場合、投影は可能）
(4) 資料・情報提供・・・その場での話を聞き要約して書き伝えるのが、要約筆記ですが、聞いたことがない言葉や専門用語はわかりません。事前の資料や情報提供にご協力をお願いいたします。

<パソコン要約筆記 設置の一例>



※ <重要>OHC,パソコン要約筆記をおこなうためには、会場での機器の設置、調整には開始前 1 時間程度の準備時間が必要ですので、会場入りにご配慮をお願いいたします。

◆ 大会・イベントへの派遣にかかる費用

方法	時間	人数	費用
OHC要約筆記	時間に関係なく	4名	業務時間 1 時間につき 1 人 4,000 円 30 分ごとに 2,000 円を加算
パソコン要約筆記	時間に関係なく	4名	業務時間 1 時間につき 1 人 4,000 円 30 分ごとに 2,000 円を加算

- 交通費は 1,500 円/人
- 要約筆記業務時間は、要約筆記者到着後、機材の設営（パソコン・OHC）・通訳環境整備・打ち合わせ業務から通訳終了後、機材の撤去・引継ぎ・振り返り業務までとします。
パソコン・OHC 設営・通訳環境整備・引継ぎ・振り返り業務 60 分を基準とし、通訳時間に含めます。
- 通訳環境整備・打ち合わせ業務が基準を超えて要する場合は、追加時間を加算した時間を業務時間とします。

Ⅱ 事業所等で要約筆記者の派遣が必要なとき

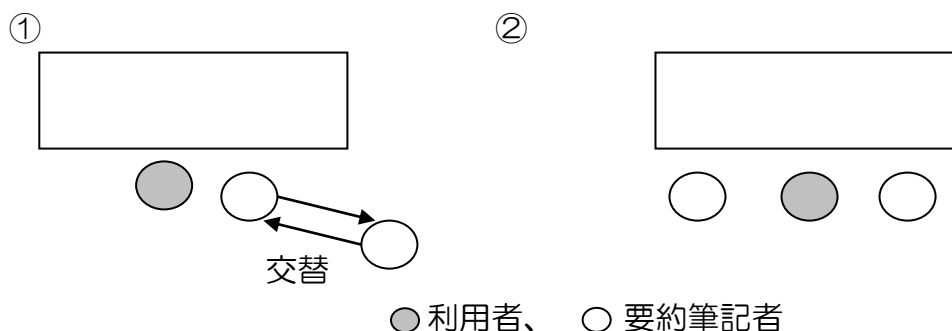
聴覚障害者 1 名が会議や研修に参加する場合には、その内容によって手書きによる「ノートテイク」という方法、またはノートパソコンの画面に文字を送りこむ「パソコン要約筆記ノートテイク」という方法での派遣を実施します。

1. ノートテイク

(1) 具体的な方法・・・利用者の右隣に要約筆記者が着席し、専用の用紙に発言内容を要約して伝えます。筆記時間が連続 30 分を超える場合には、要約筆記者の健康にも配慮し、2 名を派遣します。交替しにくい場合は、利用者を真ん中に両側に要約筆記者が着席することもあります。

(2) 準備品・・・利用者と要約筆記者 2 名が着席できる長机、イス（専用用紙やペンは要約筆記者が持参します。準備は不要です）

(3) ノートテイクの場合の配置例（要約筆記者 2 名派遣の場合）



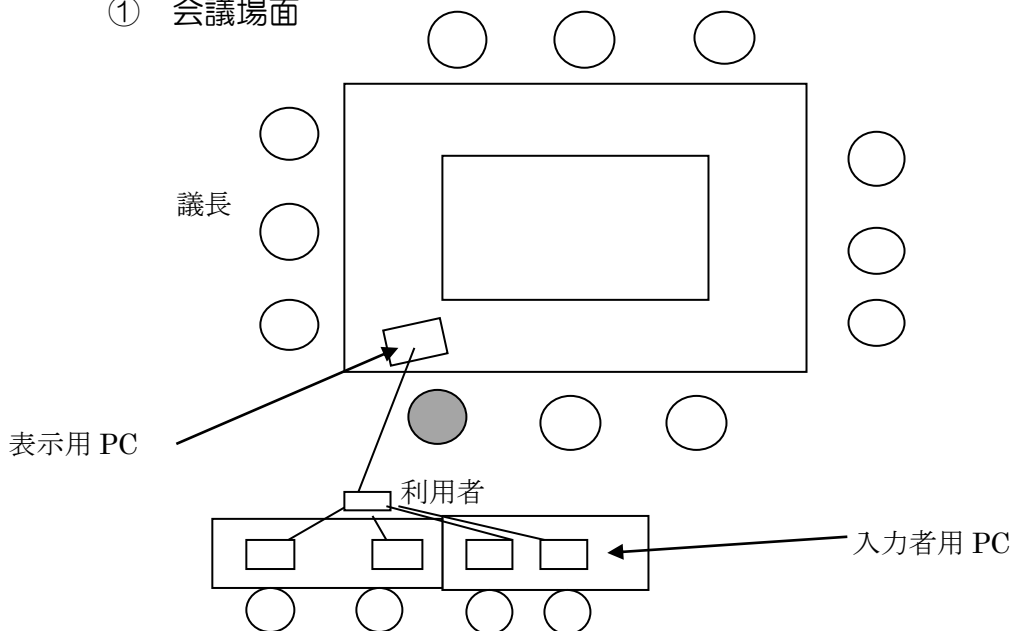
- (4) 書き終えた用紙は記録ではない。

その場の発言内容をその場で聴覚障害者に伝えることが、要約筆記の目的です。記録や議事録として活用する書き方ではありません。終了後に求められても、用紙はお渡ししません。利用者も要約筆記をもとにメモをとっていただくようお願いしています。

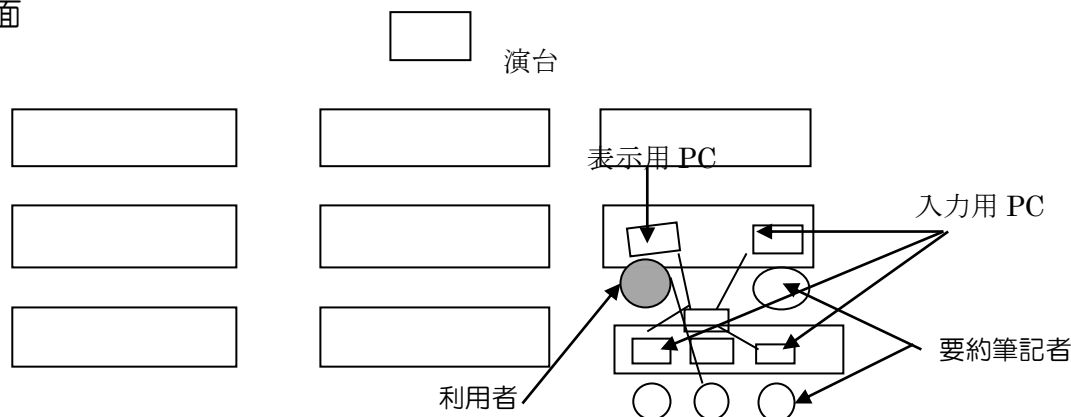
2. パソコン要約筆記ノートテイク

- (1) 具体的な方法・・・利用者の前に置いたノートパソコンの画面に文字を送出していきます。利用者は、その要約筆記を見て、その場の発言などを理解します。用意したパソコンをすべてLANで結んでいるので、視察やグループに分かれるなど、たびたびの移動がある場合は、機材の移動がしづらく対応できないこともあります。2名が同時に連携して入力していきます。集中力を必要とするため、交替しながら要約筆記にあたります。利用者が1名であっても3～4名の要約筆記者の派遣が必要になります。
- (2) 準備品・・・表示用のノートパソコン1台、入力用パソコン（要約筆記者人数分の台数）接続キット、入力者席用の長机2台、イス（要約筆記者数）
- (3) 入力後のログ・・・パソコンに残る文字をログといいます。パソコン要約筆記ではログが保存されない設定になっていますので、ログはお渡ししません。
- (4) パソコン要約筆記の配置例・・・

① 会議場面



② 研修場面



◆ 事業所等への派遣にかかる費用

1. 要約筆記費用

(1人あたりの料金)

内 容	場面の 例示	料金と基準単位	加算額
労働場面	・研修、大会等	業務時間 1 時間につき 1 人 5,000 円	30 分ごとに 2,500 円を加算

(注) 基準単位が時間の場合、1 時間未満の端数については、原則として 1 時間に繰り上げるものとする。

- 交通費は 1,500 円/人
- 要約筆記業務時間は、要約筆記者到着後、機材の設営 (パソコン・OHC)・通訳環境整備・打ち合わせ業務から通訳終了後、機材の撤去・引継ぎ・振り返り業務までとします。
パソコン・OHC 設営・通訳環境整備・引継ぎ・振り返り業務 60 分を基準とし、通訳時間に含めます。
- 通訳環境整備・打ち合わせ業務が基準を超えて要する場合は、追加時間を加算した時間を業務時間とします。

選挙、司法、大学等の授業場面については、お問合せください。

Ⅲ 派遣の申請手続きについて

* 滋賀県立聴覚障害者センターのホームページ 事業案内のページに掲載されている「要約筆記派遣申請書」をダウンロードし、ご利用ください。

* 「要約筆記派遣申請書」に必要事項を記入し FAX 077-565-6101 に送信。

派遣実施日 1 か月前までに申請をお願いします。

* 機器を必要とする場合は、同ホームページより「情報機器使用申込書」に記入のうえ、「要約筆記派遣申請書」とともに FAX にてご送信ください。

◆ 派遣できない内容は

- ① 政治団体の活動
- ② 宗教団体の活動
- ③ 営利活動
- ④ その他不適当と認めるもの



<ノートテイクを利用して会議に参加している場面>

要約筆記派遣に関するご相談・お申込み
滋賀県立聴覚障害者センター
社会福祉法人 滋賀県聴覚障害者福祉協会
〒 525-0032
滋賀県草津市大路 2 丁目 11-33
TEL 077-561-6111
FAX 077-565-6101
Eメール：shigajou@eos.ocn.ne.jp